平成２４年（フ）第６５３３号
大阪市平野区加美東３丁目12番21―308号
債務者　角田　輝則
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５４１号
大阪市阿倍野区王子町２丁目１番11号　サンシティ王子201号
債務者　村井　英昭
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５３号
大阪府高槻市奈佐原１丁目13番305―502号
債務者　友成　眞弓
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８２号
大阪市淀川区三津屋北１丁目35番15号
債務者　永野たつ子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８５号
大阪市大正区泉尾１丁目17番30―308号
債務者　中村　法子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２５号
大阪府東大阪市額田町４番９号　石切パークサイドマンション202号
債務者　兼　清四郎
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５０号
大阪市平野区喜連４丁目７番24号　長橋ハイツ105
債務者　西田　　瞳（旧姓笹野）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５８号
大阪市浪速区日本橋３丁目８番２号
債務者　野村　清香
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６３号
大阪市生野区中川西２丁目17番４号　富永方
債務者　夫良子こと　夫　　永姫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７４号
大阪府茨木市太田２丁目６番15号　第２寺貞ハイツ101号
債務者　岸山祐子こと　金　　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４３号
大阪市東成区大今里１丁目33番８号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７５７号
大阪府守口市本町２丁目４番９―301号、前住所大阪府守口市外島町２番２―210号
債務者　浦川　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１００２号
神戸市灘区永手町２丁目２番18―402号
債務者　小笠原小百合（旧姓荒山）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２９号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目14番６号
債務者　森藤　正樹（旧姓道田）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３８号
神戸市中央区筒井町１丁目１番５―310号、従前の住所神戸市北区北五葉３丁目８番37―105号
債務者　石井　陽子（旧姓西根）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６２号
神戸市北区北五葉６丁目５番７号
債務者　山口　春枝
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７７号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住３―1006号
債務者　岡林　知佳
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部